

第4回
浸水常襲地域における
減災対策検討会議

平成21年3月24日

これまでの経緯と取り組み状況

これまでの経緯

「浸水常襲地域における減災対策検討会議」を設置(平成19年9月)

関係部局の連携のもと、浸水被害発生の原因分析および減災対策について検討

「浸水常襲地域における減災対策緊急プログラム(平成19年度成果報告)」(平成20年3月)

①減災対策の実施方針

ハード対策

- ①河川・下水道等の整備
- ②流域対策の実施③施設の維持管理

ソフト対策

- ①防災情報の提供
- ②地域防災力の充実③土地利用の方針

②浸水常襲地域における減災対策(96地域)

- ・概ね5年間を目途に、浸水被害を軽減する地域 28地域
- ・中長期的に浸水被害を軽減する地域 12地域
- ・継続的に維持管理を実施する地域 3地域
- ・実施に向け事業工程等について検討を実施している地域 8地域
- ・引き続き調査検討が必要な地域 45地域

※今後の課題 → ・減災対策効果の検証、ため池の治水利用、土地利用と浸水被害の関係 など

平成20年度の取り組み

1. 減災対策緊急プログラム(平成19年度成果報告)に基づく対策の実施
2. 引き続き調査検討が必要な45地域について、関係市町村等と連携しながら調査検討を実施
3. 減災対策効果の評価分析手法について検討を実施
4. 流域の保水力の保全・向上について、関係市町村等と連携しながら検討を実施
5. 線引き(市街化区域編入)と浸水被害の関連について、関係市町村等と連携しながら調査を実施

平成20年度の取り組み

1. 減災対策緊急プログラム(平成19年度成果報告)に基づく対策の実施

平成19年度対策とりまとめ地域	51地域		
平成19年度末までに対策を終了した地域	6地域	}	合計8地域
平成20年度に対策を終了した地域	2地域		
平成20年度末時点で対策を実施中の地域	43地域	→	平成21年度も引き続き対策を実施

2. 引き続き調査検討が必要な45地域について、関係市町村等と連携しながら調査検討を実施

【平成19年度末時点】		【平成20年度末時点】	
調査検討中箇所	45地域	対策とりまとめ地域	33地域
		調査検討中箇所	12地域
			平成21年度も引き続き調査を実施

3. 減災対策効果の評価分析手法について検討を実施

- ・ 県管理河川に係る浸水常襲地域のうち、概ね5年以内に浸水被害を軽減する地域は概ね5割。
- ・ 県管理河川において1時間あたり概ね50mm程度の降雨時の浸水被害軽減戸数等を算定。

4. 流域の保水力の保全・向上について、関係市町村等と連携しながら検討を実施

- ・ 大和平野におけるため池の現状把握（ため池数・ため池の治水利用状況、管理形態・所有形態など）

■今後の取り組み

- ①ため池保全・治水利用の制度化
- ②新たな流域対策の検討（流域対策重点計画の策定）
- ③市町村への流域対策促進に向けた情報提供（ため池台帳の更新や流域対策の整備効果の提供等）
- ④ため池の治水利用の有効性、効果に関する県民への情報提示（見える化）の積極的推進（ホームページからの情報提示等）

5. 線引き(市街化区域編入)と浸水被害の関連について、関係市町村等と連携しながら調査を実施

- ・ 市街化編入後に浸水被害の発生している地域 61地域
 - ・ 市街化編入前に浸水被害があったと考えられる地域 4地域
- 次回線引きにあたっては以下の事項を反映
- ・ 浸水常襲地域の上流部に位置する市街化調整区域については、浸水被害防止のための対策（調整池の設置等）が確実に行われる場合を除いて、原則として市街化区域に含めない。

1. 減災対策緊急プログラム(平成19年度成果報告)に基づく対策の実施

対策とりまとめ地域 51地域

平成19年度末までに対策を終了した地域

6地域

平成20年度に対策を終了した地域

2地域

合計 8地域

平成20年度末時点で対策を実施中の地域

43地域

平成21年度も引き続き対策を実施

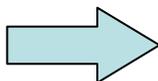
2. 引き続き調査検討が必要な45地域について、関係市町村等と連携しながら調査検討を実施

【平成19年度末時点】

調査検討中箇所 45地域

原因調査中 18地域

対策検討中 27地域



【平成20年度末時点】

対策とりまとめ地域 33地域

調査検討中箇所 12地域

原因調査中 3地域

対策検討中 9地域

平成21年度も引き続き調査を実施

減災対策とりまとめ状況

- ・ 減災対策のとりまとめ状況は以下のとおり。
- ・ 浸水常襲地域96地域のうち、残る12地域については、引き続き、市町村と連携しながら検討を実施。

	浸水常襲地域	H19年度とりまとめ	H20年度とりまとめ	H21年度継続
合計	96	51	33	12
(うち県関連)	40	28	9	3
奈良市内	6	3	2	1
大和高田市市内	11	4	7	0
大和郡山市市内	6	4	2	0
天理市内	12	5	3	4
橿原市内	9	3	3	3
桜井市内	6	4	1	1
御所市内	2	0	1	1
生駒市内	2	2	0	0
香芝市内	7	4	2	1
平群町内	1	1	0	0
斑鳩町内	5	2	3	0

	浸水常襲地域	H19年度とりまとめ	H20年度とりまとめ	H21年度継続
安堵町内	1	0	1	0
三宅町内	5	4	1	0
田原本町内	1	0	1	0
明日香村内	4	2	1	1
広陵町内	6	5	1	0
河合町内	1	0	1	0
吉野町内	4	3	1	0
下市町内	1	1	0	0
宇陀市内	1	1	0	0
曽爾村内	1	0	1	0
天川村内	1	0	1	0
下北山村内	2	2	0	0
上北山村内	1	1	0	0

平成20年度に対策を終了した地域

No. 29 天理市川原城町地内



◆被害状況

過去25年間における	
浸水回数	家屋浸水戸数
3	—

浸水年月日	被害状況				市街化区域	調整区域	都市計画区域外
	家屋		田・畑 (ha)	道路 (m)			
	床上 (戸)	床下 (戸)					
H11.6.27				45			○
H18.7.19				45			○
H19.8.29				45			○

◆浸水原因

外水 内水 その他

水路流下能力不足

◆ハード対策

対策	段階	期間	事業者
水路改修	対策済	—	天理市

◆ソフト対策

防災情報の提供、地域防災力の充実

◆想定される効果

--

平成20年度に対策を終了した地域

No. 49 桜井市粟殿地内



◆被害状況

過去25年間における	
浸水回数	家屋浸水戸数
7	88

浸水年月日	被害状況					市街化区域	調整区域	都市計画区域外
	家屋		田・畑 (ha)	道路 (m)	その他			
	床上 (戸)	床下 (戸)						
H4. 8. 11		15				○		
H6. 8. 27		5				○		
H10. 8. 27	13	27				○		
H11. 8. 11		1				○		
H18. 8. 22		20				○		
H19. 7. 13		3				○		
H20. 7. 8		4				○		

◆浸水原因

外水 内水 その他

井堰管理

◆ハード対策

対策	段階	期間	事業者
井堰管理	対策済		桜井市

◆ソフト対策

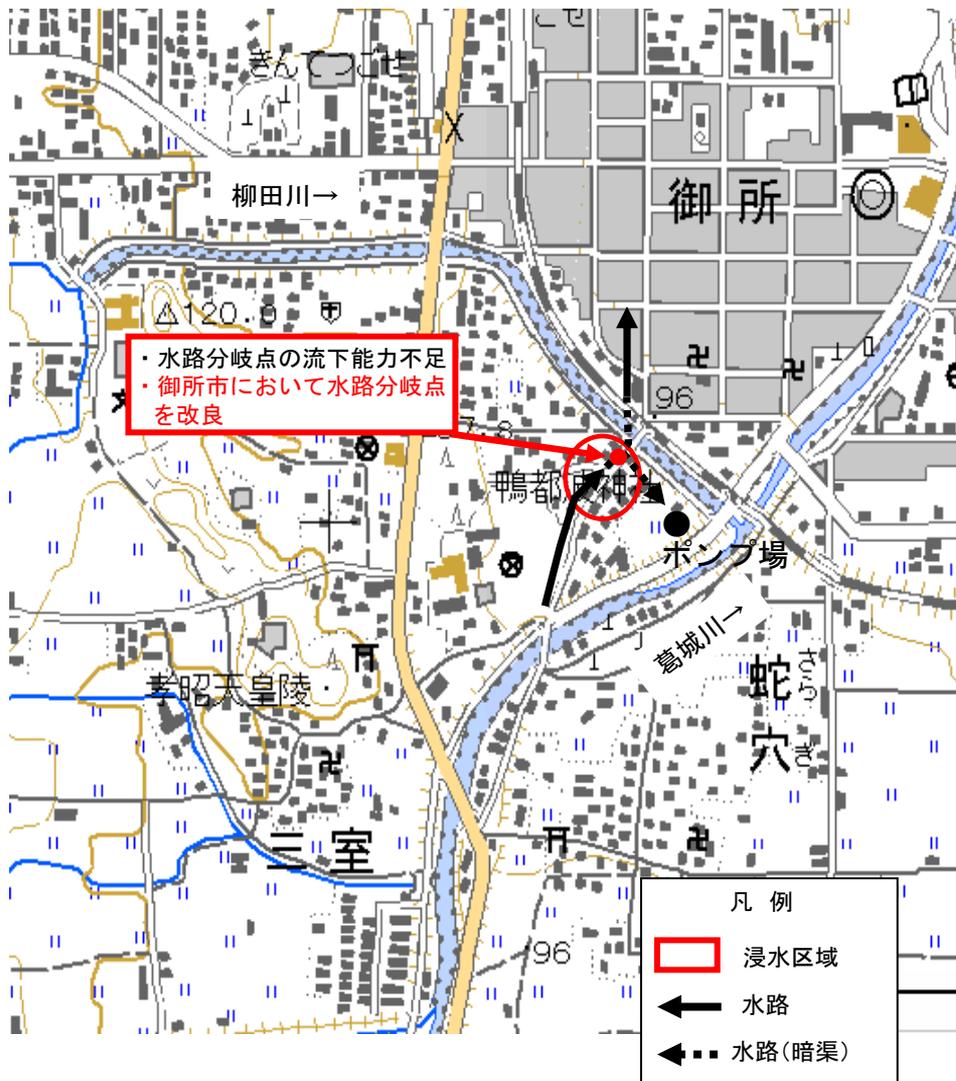
浸水想定区域、洪水ハザードマップ、防災情報の提供、地域防災力の充実

◆想定される効果

--

平成20年度に対策をとりまとめた地域

No. 5 1 御所市宮前地内



◆被害状況

過去25年間における	
浸水回数	家屋浸水戸数
3回以上	10

浸水年月日	被害状況				市街化区域	調整区域	都市計画区域外
	家屋		田・畑 (ha)	道路 (m)			
	床上 (戸)	床下 (戸)					
H7.7.3~4							
H19.7.19		7			○		
H19.8.4		3			○		

◆浸水原因

外水 内水 その他

水路流下能力不足

◆ハード対策

対策	段階	期間	事業者
水路改修	準備中	中長期	御所市

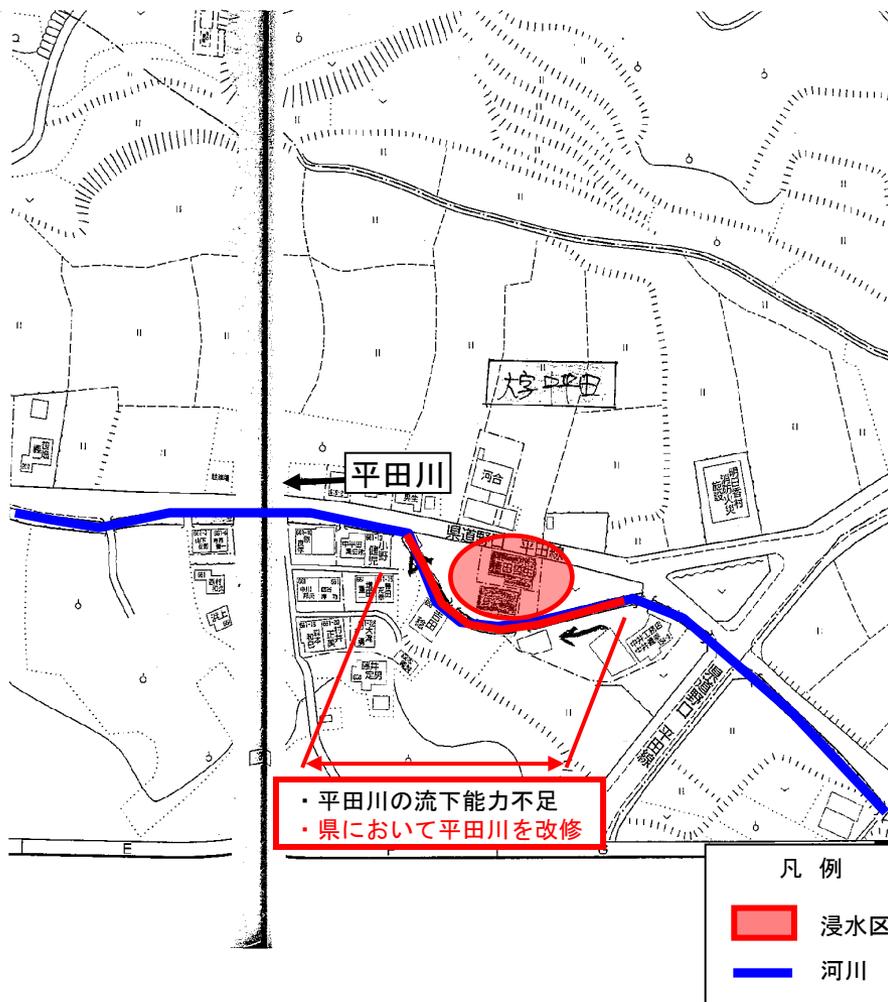
◆ソフト対策

防災情報の提供、地域防災力の充実

◆想定される効果

平成20年度に対策をとりまとめた地域

No. 77 明日香村中平田地内



◆被害状況

過去25年間における	
浸水回数	家屋浸水戸数
3回以上	4

浸水年月日	被害状況					市街化区域	調整区域	都市計画区域外
	家屋		田・畑 (ha)	道路 (m)	その他			
	床上 (戸)	床下 (戸)						
H10. 9. 22							○	
H18. 8. 22		2					○	
H19. 7. 17		2						

◆浸水原因

■外水 □内水 □その他

平田川流下能力不足

◆ハード対策

対策	段階	期間	事業者
平田川改修	準備中	概ね5年	県

◆ソフト対策

防災情報の提供、地域防災力の充実

◆想定される効果

--

3. 減災対策効果の評価分析手法について検討を実施

- ・県管理河川において1時間あたり概ね50mm程度の降雨時の浸水被害軽減戸数等を算定

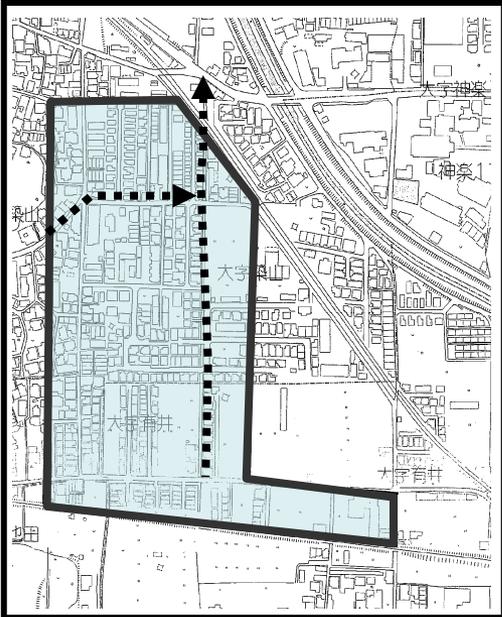
浸水常襲地域における整備効果について

- ・ 県管理河川に係る浸水常襲地域のうち、5年で浸水被害を軽減する地域は概ね5割。

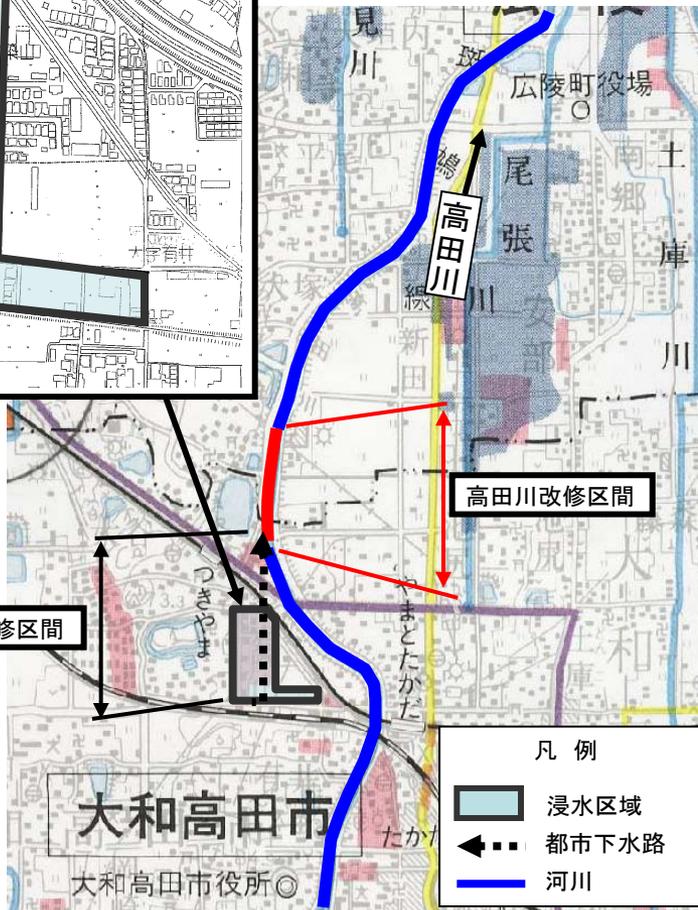
	地域数	概ね5年で被害軽減地域			中長期で被害軽減地域				
		50mm/hr の降雨に 対する被 害軽減	50mm/hr の降雨に 対する被 害解消	小計	50mm/hr の降雨に 対する被 害軽減	50mm/hr の降雨に 対する被 害解消	小計		
県管理河川に係る対策地域	40	19	13	6	19	21	12	9	21
対策率		48%	33%	15%	48%	53%	30%	23%	53%

浸水常襲地域における整備効果について

No. 7 大和高田市築山地内



- ・高田川への排水不良
- ・県において高田川を改修
- ・大和高田市において都市下水路を改修



◆被害状況

過去25年間における	
浸水回数	家屋浸水戸数
3	484

浸水年月日	被害状況				市街化区域	調整区域	都市計画区域外	
	家屋		田・畑 (ha)	道路 (m)				その他
	床上 (戸)	床下 (戸)						
H7. 7. 4	40	130				○		
H9. 7. 13	40	100				○		
H19. 7. 17	32	142				○		

◆浸水原因

□外水 ■内水 □その他

高田川への排水不良

◆ハード対策

対策	段階	期間	事業者
高田川改修	対策中	概ね5年	県
都市下水路改修	対策中	概ね5年	大和高田市

◆ソフト対策

浸水想定区域、洪水ハザードマップ、防災情報の提供、地域防災力の充実

◆想定される効果

時間50mmの降雨（概ね10年に1回程度の確率で発生する降雨）による洪水から浸水被害を解消（対策前：200戸→対策後：0戸）

4. 流域の保水力の保全・向上について、関係市町村等と連携しながら検討を実施

- ・ 大和平野におけるため池の現状把握（ため池数・ため池の治水利用状況、管理形態・所有形態など）
- ・ 浸水常襲地域の被害軽減に寄与する可能性のあるため池について調査
- ・ ため池の保全に関する他府県の取り組み事例の調査
- ・ 今後の取り組み方針の検討

大和平野におけるため池の現状と課題について

県内のため池の現状

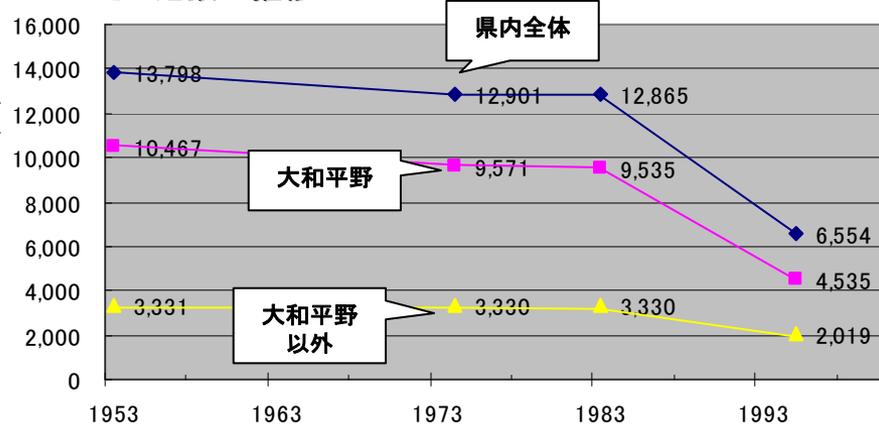
- ・ 農業用水の確保を目的に、大和平野には約4500箇所のため池が存在。
- ・ ため池の所有形態、管理形態は、個人が約6割を占めている。
- ・ 農地面積の減少に伴うため池の潰廃や個人所有のため池の廃止等の規制はないため、ため池は減少傾向にある。

県内のため池数

分類	個数
奈良県全体	6,554
大和平野	4,535
5,000m ² 以上	617

(平成7年 耕地課調べ)

ため池数の推移



所有形態（大和平野内）

	個数	割合(%)
公共	169	3.7
改良区	191	4.2
共有地	430	9.5
個人	2,751	60.7
財産区	306	6.7
その他	688	15.2
計	4,535	100.0

管理形態（大和平野内）

	個数	割合(%)
公共	49	1.1
改良区	185	4.1
共有地	700	15.4
個人	2,504	55.2
財産区	120	2.6
その他	977	21.5
計	4,535	100.0

市町村別のため池の推移

- ・大和平野内のため池の数は昭和28年と比較して、約4割に減少。
- ・特に、香芝市、三郷町、広陵町でのため池の減少が著しい。

	昭和28年	昭和49年度	昭和58年度	平成7年度	対S28年比 (H7/S28)
奈良市	1,541	1,505	1,494	739	52%
大和高田市	48	48	47	42	88%
大和郡山市	502	487	483	191	38%
天理市	295	292	297	199	67%
橿原市	164	160	166	66	40%
桜井市	534	533	533	147	28%
御所市	915	915	915	394	43%
生駒市	2,407	2,324	2,322	1,422	59%
香芝市	585	583	583	134	23%
葛城市	202	201	201	164	81%
平群町	735	724	724	215	29%
三郷町	225	218	218	33	15%
斑鳩町	85	79	76	61	72%
安堵町	18	16	15	12	67%
川西町	7	6	5	5	71%
三宅町	6	4	4	4	67%
田原本町	50	47	37	35	70%
高取町	266	266	266	156	59%
明日香村	180	180	179	63	35%
上牧町	396	382	380	152	38%
王寺町	107	101	101	64	60%
広陵町	950	260	253	75	8%
河合町	249	240	236	162	65%
合計	10,467	9,571	9,535	4,535	43%

(凡例) 対S28年比

25%未満

25%以上50%未満

50%以上75%未満

75%以上

県内のため池の特徴

- ・ため池は、流域を持つ谷池と流域を持たない皿池に分類でき、皿池への引水は、河川や水路から行っている。
- ・大和平野内のため池の多くは、流域をもたない皿池となっており、期間を決めて引水・貯留し、この期間以外は水路等からの貯留は基本的にしていない。

【ため池の種類】

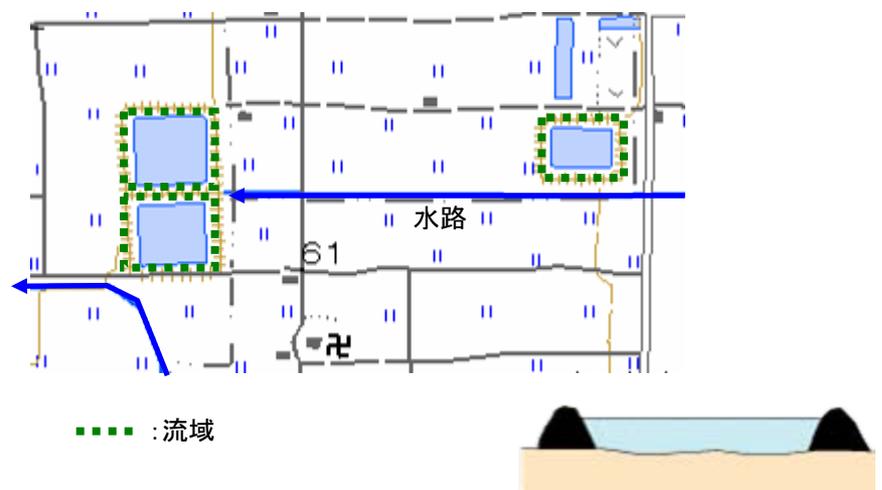
○谷池



弥宮池(葛城市)



○皿池



新池(大和高田市)

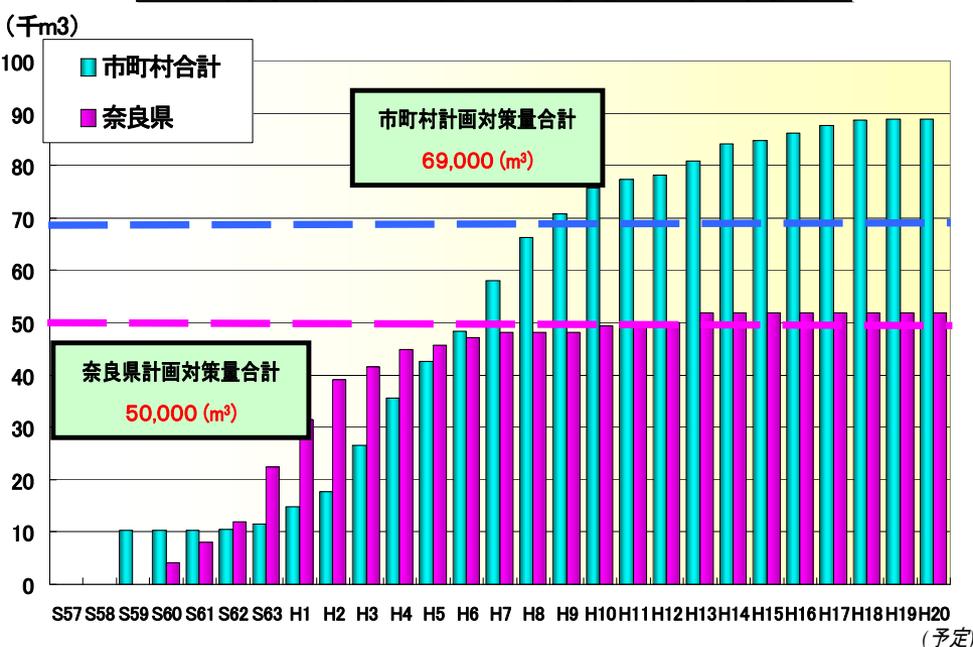


ため池の治水利用等について

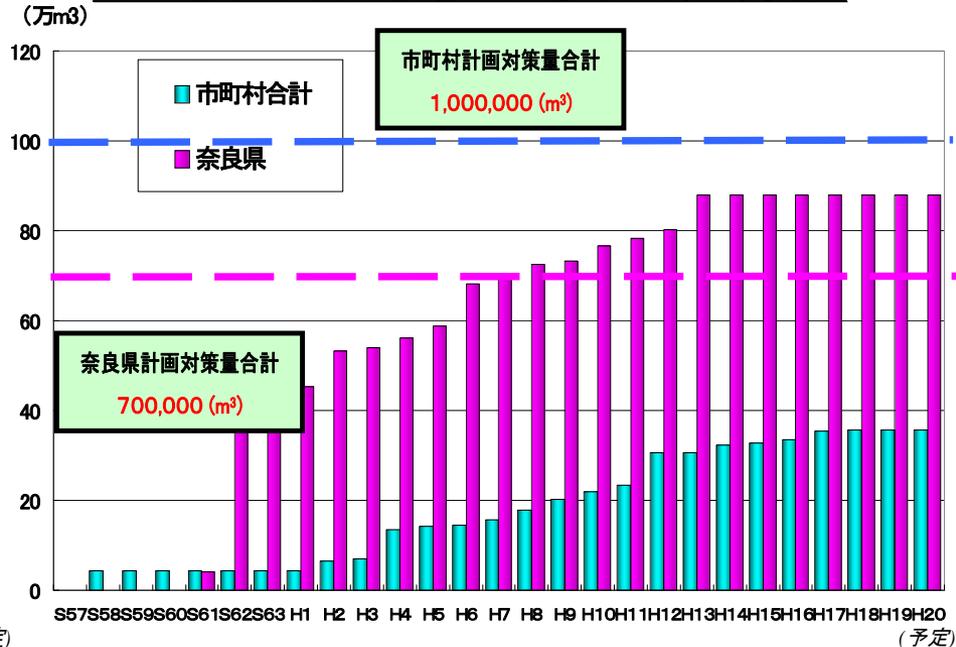
- ・大和川流域では、総合治水対策の一環として、県および市町村が目標量を定め、雨水貯留浸透施設とため池治水利用施設を整備中。
- ・これまでに、雨水貯留浸透施設は168箇所、約14万 m^3 、ため池治水利用施設は68箇所、約116万 m^3 を整備。

- ・雨水貯留浸透施設の進捗率は、県・市町村ともに100%を達成。
- ・ため池治水利用施設の進捗率は68%。治水効果の大きい谷池を主に利用。
 県の進捗率は100%を達成しているが、市町村の進捗率は36%と遅れている。

雨水貯留浸透施設 進捗状況経年変化



ため池治水利用施設 進捗状況経年変化



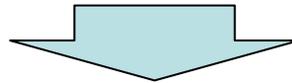
浸水常襲地域におけるため池活用について

- ・ 浸水常襲地域において、浸水被害の軽減に寄与する可能性のあるため池等について調査を実施。

●市町村へのため池調査および意見交換会の開催

【対象】 浸水常襲地域(24市町村)

【実施内容】 浸水常襲地域において浸水被害の軽減に寄与する可能性のあるため池の抽出
ため池周辺の水路網の調査
ため池を治水利用する際の課題



【調査結果】

- 浸水被害の軽減に寄与する可能性のあるため池は11箇所あり。
- ため池を治水利用する際、以下の課題がある。
 - ・ 池が老朽化しており、補強等の対策が必要
 - ・ ため池の所有者と借地料について協議が必要
 - ・ 池底が高く、貯留するためにポンプアップが必要

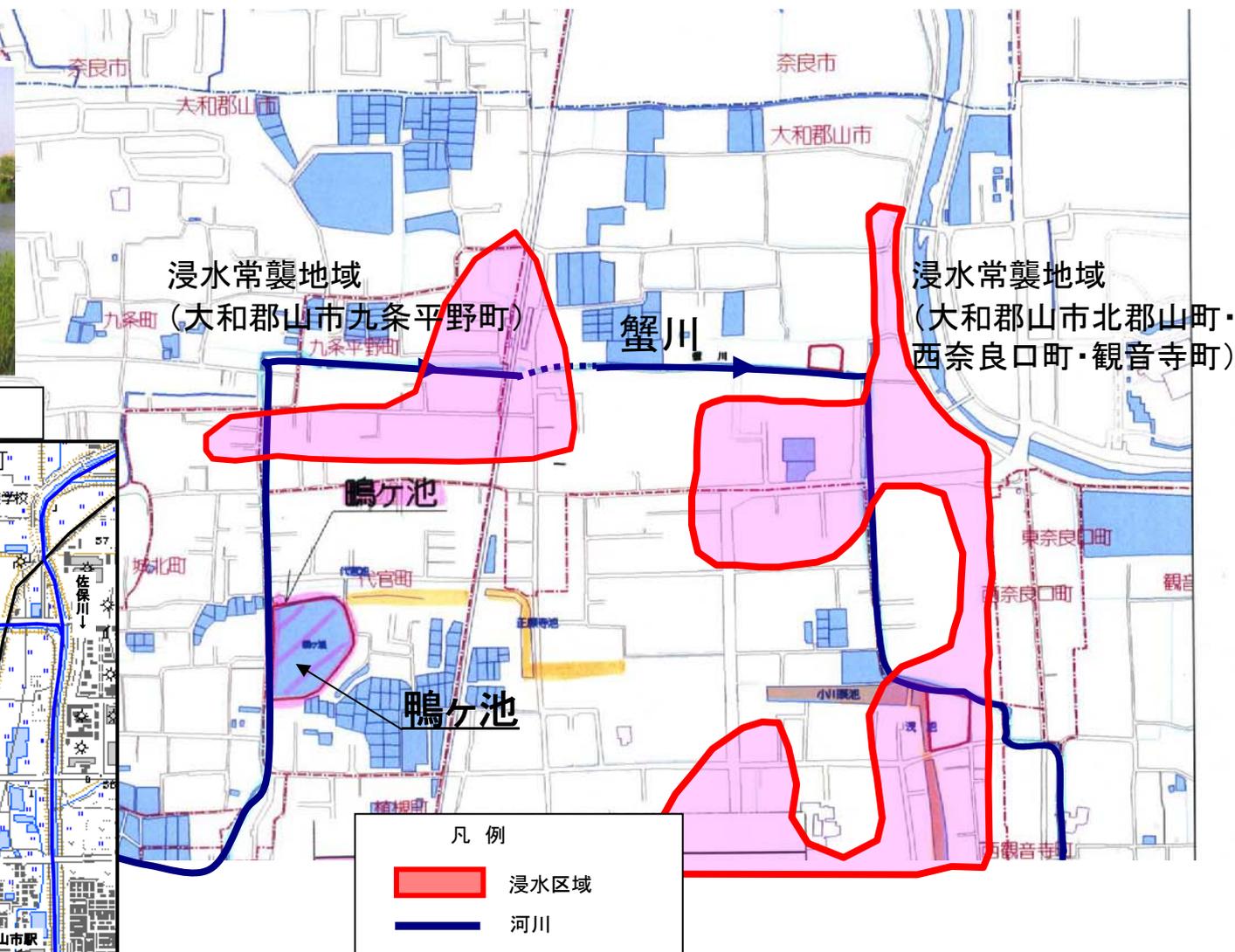
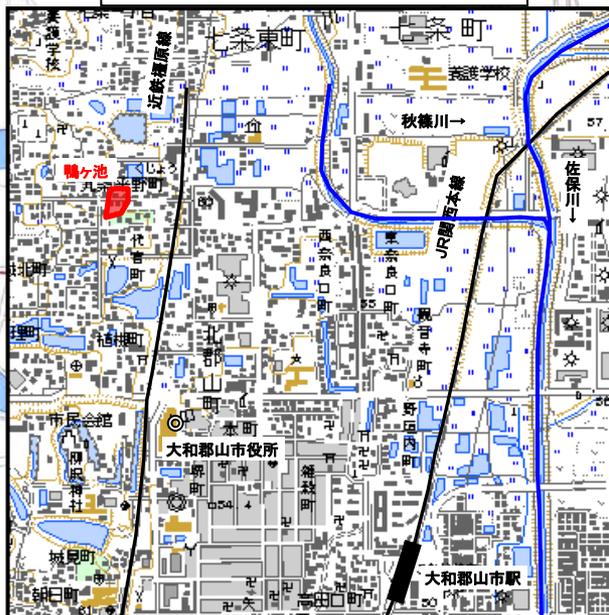
【事例】浸水被害の軽減が期待できるため池(鴨ヶ池)

- ・大和郡山市における鴨ヶ池の治水利用により、浸水常襲地域である大和郡山市九条平野町、北郡山町・西奈良口町・観音寺町の浸水被害の軽減が期待できるが、ため池の老朽化や所有者の理解を得ることが課題となっている。

【ため池現況写真】



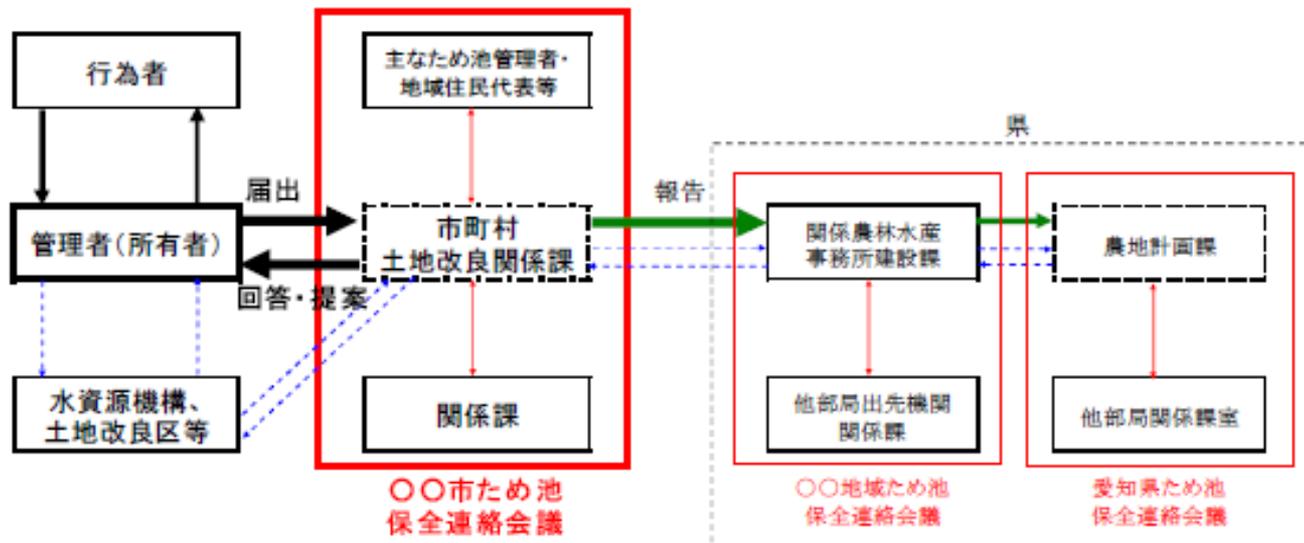
【広域図】



ため池保全に関する愛知県の事例(愛知県ため池保全構想)

- ・学識経験者やため池管理者などによる「愛知県ため池保全検討会」を開催し、ため池の各種機能を保全・整備・活用するための「愛知県ため池保全構想」を平成19年3月に策定。
- ・本構想では、各市町村が、行政及び地域の連携を図るため「ため池保全連絡会議」を設置し、ため池の持つ多面的機能を維持・増進させる「ため池保全計画」を策定。
- ・ため池の管理者等は、ため池の処分を行う際、「ため池保全連絡会議」へ「潰廃届」を提出が必要。届出を受け、「ため池保全連絡会議」の中で、ため池の方針について協議を行うことで、ため池の潰廃の抑制に努めている。

ため池潰廃時の手続き



ため池保全に関する名古屋市の事例(ため池保全要綱)

- ・名古屋市においては、平成4年にため池の洪水調節機能、かんがい機能又は環境及び景観が損なわれることを防止するとともに、ため池に係る水害、土砂災害その他の危険を除去し、ため池を良好に保全することを目的に「ため池保全要綱」を策定し、ため池を買い取るなどため池の保全に取り組んでいる。
- ・ため池を保全するため、これまでに3箇所のため池の買い取りを実施。また、埋立て等の申請のあったため池の必要性等について、ため池環境保全協議会で審議し、管理者（所有者）の同意が得られ、15箇所程度のため池を保全することとした。

「ため池保全要綱」の主な内容

【保全の方針】

(治水)ため池の洪水調節機能については名古屋市総合排水計画に定めるところにより、保持、向上に努める。治水上必要なため池について、下流の河川又は水路が改良されるまでの間、保全に努めるものとする。

(利水)ため池のかんがい用水の保持に努める。

(環境・景観)市の計画により、その保全に努める。

【市長の同意】

ため池の水面等において、次の行為を行おうとするもの者は、市長の同意が必要

(1)水面の埋立て又は干拓(2)宅地の造成、土地の形質の変更(3)建築物の建築 など

同意の申請があった場合、名古屋市ため池環境保全協議会の調査審議を経て、行為申請者に同意又は不同意の通知を行う。

【土地の買取り】

水面等の所有者より、当該水面等を買取りよう申出があった場合、適正な価格で、これを買取りることができる。

ため池の課題について

【課題】

・県内のため池の減少

- ・農地面積の減少に伴うため池の潰廃や個人所有のため池の廃止等の規制はないため、ため池は減少傾向にある。

・治水利用できるため池候補の減少

- ・上記理由から治水利用できるため池も減少。

・ため池治水利用進捗の伸び悩み

・浸水常襲地域の被害軽減に寄与するため池の有効活用

・ため池所有者・管理者の理解と協力が不可欠

- ・ため池の所有者や管理者は個人が多いため、無償で治水利用及び恒久的に治水機能を存続させること（利水容量の減少）について、理解と協力を得る必要がある。
特に、ため池の受益地と浸水被害軽減区域が異なる場合、所有者や管理者の理解が必要。
- ・自然流入しない皿池において洪水を貯留するためには、取水ゲート等による導水が必要。適切な管理を行う必要がある他、洪水管理に費用が発生。

・市町村の財政の悪化

保水力の低下

【今後の取り組み】

I. ため池の保全・治水利用の制度化

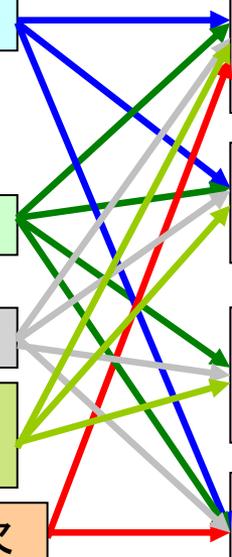
II. 新たな流域対策の検討

III. 市町村への流域対策促進に向けた情報提供

IV. ため池の治水利用の有効性・効果に関する県民への情報提示（見える化）の積極的推進

V. 国費とあわせて県費補助を実施（継続）

保水力の保全・向上



今後の取り組み方針について

I. ため池保全・治水利用の制度化

(現状)

「ため池の保全に関する条例」

目的 : ため池の管理に関し必要な事項を定め、ため池の破損、決壊等による災害を未然に防止

課題 : 埋立の際の協議の機会もなく所有者の意向で潰廃される状況

ため池管理者の変更が届けられていない

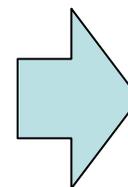


□ため池の治水活用、多面的機能が確保されるよう取り組みが必要

ため池の保全・治水利用に向けた取り組みを推進

1. ため池の保全・治水利用に向けた検討

- ・新たな流域対策の検討 → 治水活用に有効な地域を選定
- ・ため池保全活動の展開 → ため池保全に向けた多様な取組を検討



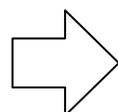
- ・ため池の治水効果等を
県民へ情報提供
- ・ため池の保全啓発

2. ため池の保全・治水利用の制度化

■ため池の保全・治水利用の制度化を検討

- ・埋立の際には市町村との協議、意見書の提出を義務づけ
- ・ため池の管理者届出や埋立の際の届出を周知徹底
- ・治水利用するための管理方法、整備方法等

■ため池保全活動への支援を検討（環境保全団体、NPO等）



(仮称)ため池活用プロジェクト

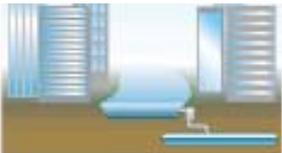
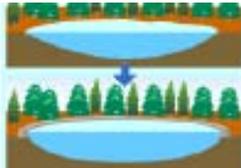
- ・ため池治水効果の検証
- ・治水効果等の情報提供
- ・今後のため池管理方法の検討
- ・管理体制への支援検討
- など

Ⅱ. 新たな流域対策の検討

流域対策重点計画検討調査の実施

①流域対策の先進事例調査

下記の主な流域対策に加え、先進事例の調査を実施

多目的遊水地  <p>降雨を一時的に貯留する施設。通常時はグラウンドや公園など、多目的に利用する。</p>	学校貯留  <p>学校のグラウンドなどを利用し、降雨を一時的に貯留する。</p>	棟間貯留  <p>住宅の棟間のスペースを利用して、降雨を貯留する。</p>	防災調整池  <p>新規開発する地区では、降雨を一時的に貯留する調整池を設置する。</p>
地下調整池  <p>河道の拡幅が難しい河川では、道路下などの地下に貯留施設を設置。</p>	透水性舗装  <p>透水性が優れた舗装を実施し、歩道や駐車場において降雨を地中に直接浸透させる。</p>	ため池  <p>ため池の貯水能力を増加させる。</p>	水田貯留  <p>水田等を用いて雨水を貯留する。</p>

②流域対策の実態調査

各市町村における対策状況の把握、課題の整理

③モデル地区(市町村)の選定



- (対象地区) ・ため池の治水利用の進捗が遅れている市町村
・浸水被害が常襲的に発生している市町村

④流域対策検討の可能な箇所の抽出



- ・流域対策として利用可能な公共・公益施設、ため池等の調査
・浸水被害の軽減が期待できるため池の反映

⑤新たな流域対策の検討



- ・具体的な施設配置計画の策定
・概算事業費の算出
・施設整備の優先順位の検討
・ため池の買取制度の検討
・ため池の地役権制度の検討

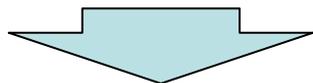
⑥流域対策の効果検証



⑦流域対策重点計画の策定

⑧流域対策意識啓発検討

- ・流域対策の必要性等啓発内容の検討
・PR手法の検討



- 市町村へ施設配置計画やその効果について情報提供および技術的支援を実施
- 県民へ流域対策の必要性、緊急性について情報提供

内水被害が常襲的に発生している地域の事例(不毛田川流域)

- ・ 公共施設、ため池の抽出を行い、具体的な流出抑制対策について検討



【学校貯留】



【グランド貯留】



【ため池の治水利用】



【水田貯留】



流域対策重点計画検討予定

【平成21年度スケジュール】

	4月					5月					6月					7月					8月					9月					10月					11月					12月																										
	5	10	15	20	#	30	5	10	15	20	#	30	5	10	15	20	#	30	5	10	15	20	25	30	5	10	15	20	#	30	5	10	15	20	25	30	5	10	15	20	#	30	5	10	15	20	#	30	5	10	15	20	#	30													
① 流域対策の先進事例調査	→																																																																		
② 流域対策の実態調査	→																																																																		
③ モデル地区の選定	→																																																																		
④ 流域対策の検討可能箇所 の抽出	→																																																																		
⑤ 新たな流域対策の検討	→																																																																		
⑥ 流域対策の効果検証	→																																																																		
⑦ 流域対策重点計画の策定	→																																																																		
⑧ 流域対策意識啓発検討	→																																																																		
減災対策検討会議作業部会 の開催	●												●															●																●																●							

重点計画の中間とりまとめ

適宜情報提供

Ⅲ. 市町村への流域対策促進に向けた情報提供

- 土木部 -

(現状)

- 大和川流域では、保水力が低下しており、ため池等を活用した流域対策のより一層の推進が求められている。
- 大和川水系河川整備基本方針においても、奈良県域の治水安全度の向上には、流域対策が重要であり、より一層の推進が求められている
- 総合治水対策における市町村の流域対策の進捗が伸び悩んでいる。

流域対策重点計画検討

- ・流域対策が可能な公共施設、ため池の調査を実施
- ・流域対策（ため池の治水利用等）の具体的な計画および概算事業費の算出
- ・流域対策（ため池の治水利用等）の整備による効果の整理

- 農林部 -

(現状)

- 受益がなくなっているため池やかい廃しているため池等の保全が必要となっている。
- ため池の保全や有効活用に向けた取組が必要であるが、その推進にはため池の実態把握が不可欠。

ため池台帳の更新

- ・ため池台帳を更新し、現在のため池の状況を把握
- ・受益の有無を確認
 - 受益のなくなったため池の有効活用検討につなげるため池管理体制の支援

・地元の協力の得やすい治水利用可能な流域対策(ため池等)候補・事業費・整備効果などについて市町村へ情報提供や技術的支援を実施し、流域対策の進捗を促進

IV. ため池の治水利用の有効性、効果に関する県民への情報提示(見える化)の積極的推進

流域対策重点計画検討

効果的な情報提供手法、内容について検討

ため池の保全啓発

ため池の多面的機能の適切かつ十分な発揮による安全で良好な生活環境の確保がなされるなどのため池の保全に向けた啓発の強化

・ホームページからの情報提示

流域対策の有効性、効果や進捗の状況について積極的に公表

・各種イベントによる情報提示

総合治水推進週間、防災週間等

・ **流域対策(ため池等)の進捗状況や有効性・効果について、県民に、様々な媒体で積極的に情報を発信し、「見える化」を図る。**

情報提示内容

(大和川流域の特性)

- ・ 大和川流域では、都市化に伴う保水力の低下等により洪水被害が発生

(総合治水対策の必要性と重要性)

- ・ 河川改修だけでは対応が困難であり、流域対策が重要
- ・ 流域対策は、その下流域の治水安全度を高める上で即効性がある

(流域対策の取り組み状況)

- ・ 各地域におけるため池、雨水貯留浸透施設の整備状況

(流域対策の整備効果)

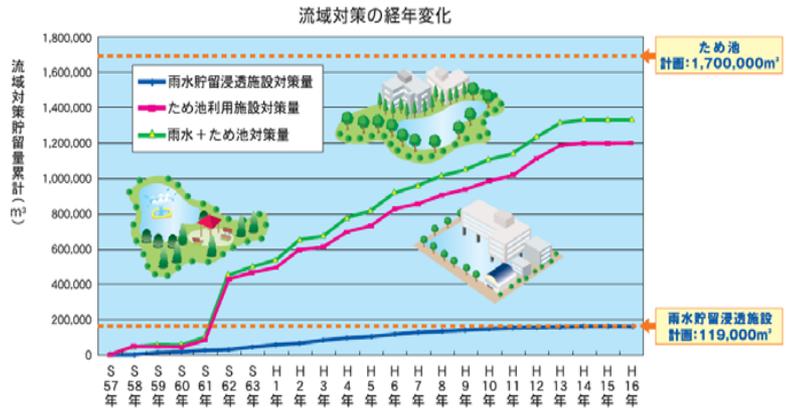
- ・ 流域対策は地先における治水効果が大きい

(流域対策の推進のための協力依頼)

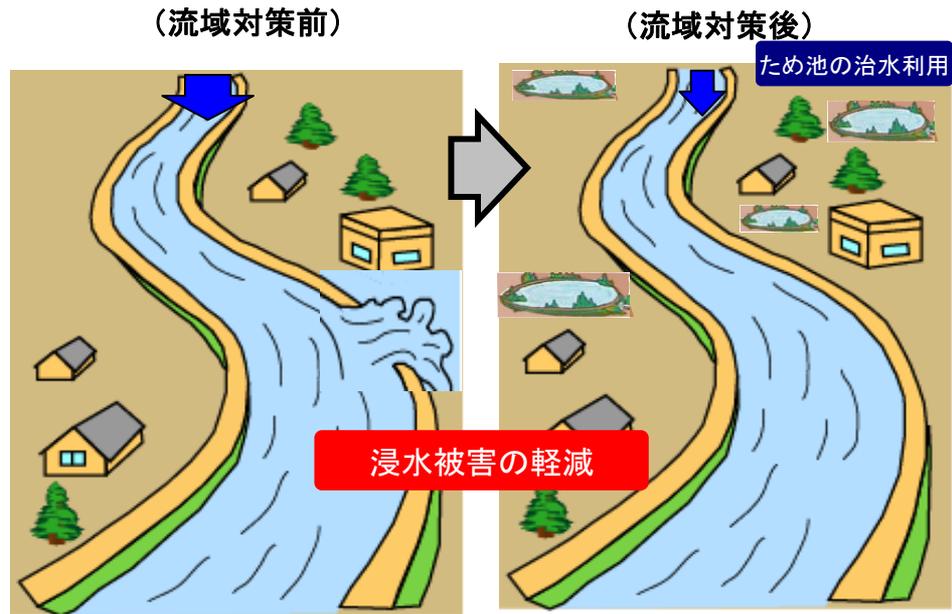
- ・ 流域対策の推進のためには、流域住民やため池の所有者等の協力が必要

ため池の治水利用の有効性・効果に関する情報提示(見える化)イメージ

流域対策の進捗状況

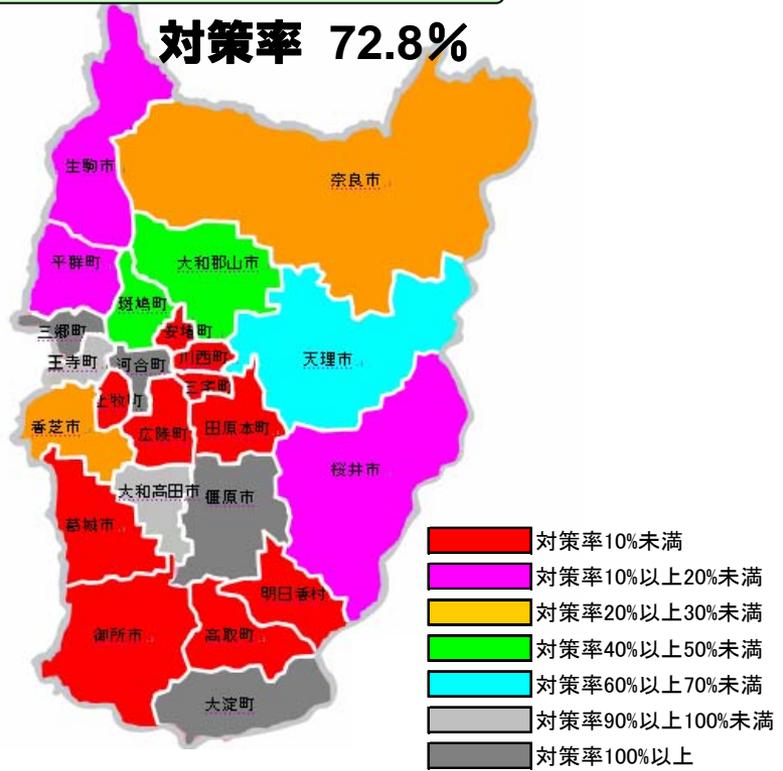


ため池の治水利用施設の整備効果

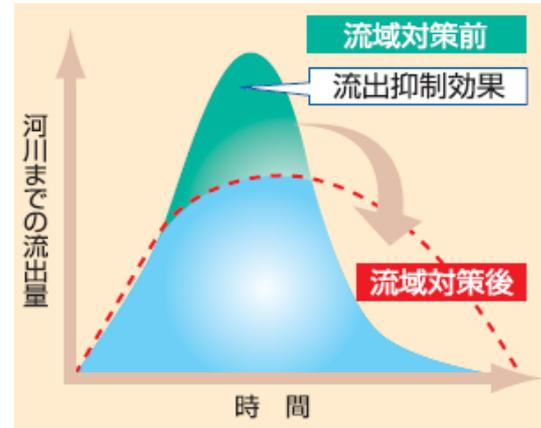


ため池の治水利用施設の整備状況

対策率 72.8%



◆ため池の治水利用により、早期に浸水被害の軽減が可能。とくに、地先での治水効果は大きい。



5. 線引き（市街化区域編入）と浸水被害の関連について、関係市町村等と連携しながら調査を実施

- ・ 浸水常襲地域における市街化編入時期および浸水被害時期の把握
- ・ 土地利用と浸水被害の関係についての調査
- ・ 土地利用方針の検討

線引きの経緯について

大和都市計画区域は、昭和45年に線引きを行い、その後4回の見直しを行った。また、吉野三町都市計画区域は、昭和59年に線引きを行い、その後2回の見直しを行った。

大和都市計画区域

当初 線引き 昭和45年12月



第1回見直し 昭和53年9月



第2回見直し 昭和60年8月



第3回見直し 平成4年12月



第4回見直し 平成13年5月

吉野三町都市計画区域

当初 線引き 昭和59年1月



第1回見直し 平成2年7月



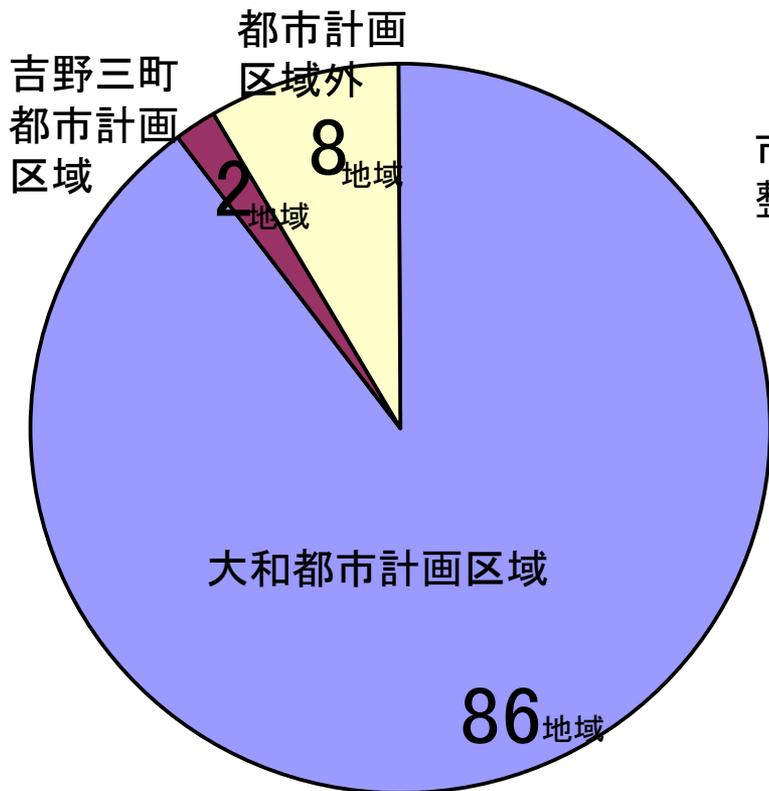
第2回見直し 平成13年5月

浸水常襲地域における線引きについて

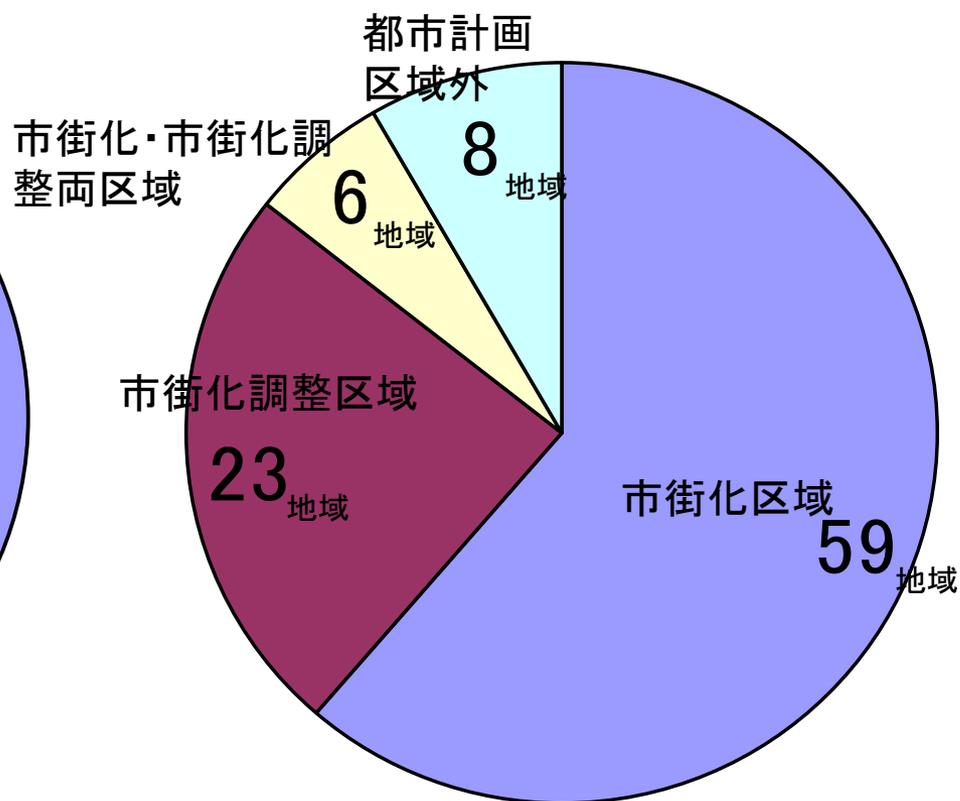
浸水常襲地域96地域のうち、大和都市計画区域内は86地域（約9割）。吉野三町都市計画区域内は2地域。都市計画区域外は8地域。

浸水常襲地域96地域のうち、市街化区域内は59地域（約6割）。市街化調整区域内は23地域。市街化区域と市街化調整区域の両区域にまたがる地域は6地域。

【都市計画区域別浸水常襲地域】



【区域区分別浸水常襲地域】

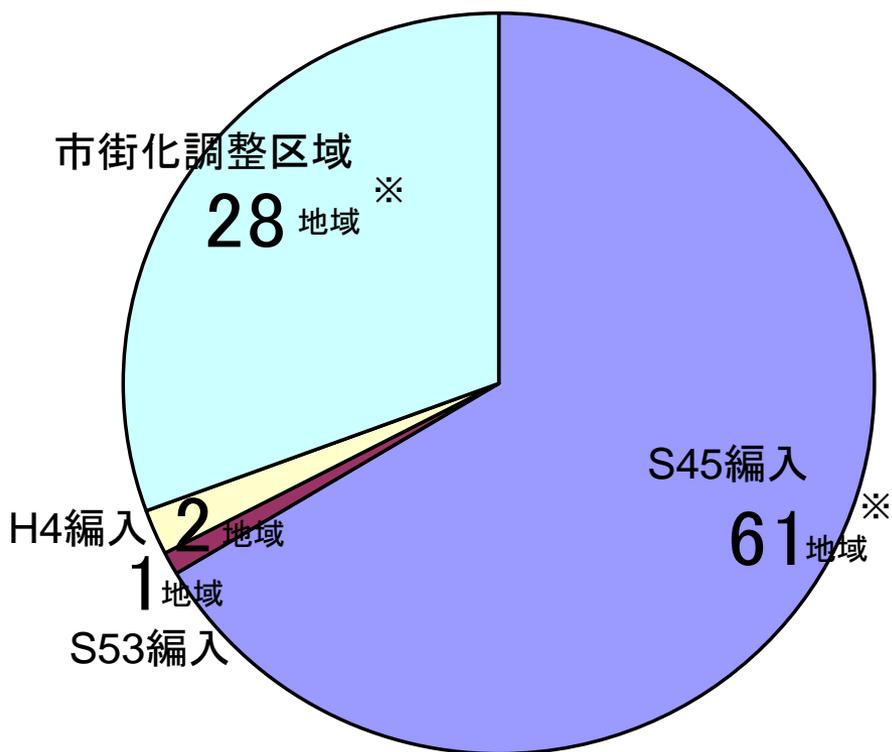


浸水常襲地域における線引きについて

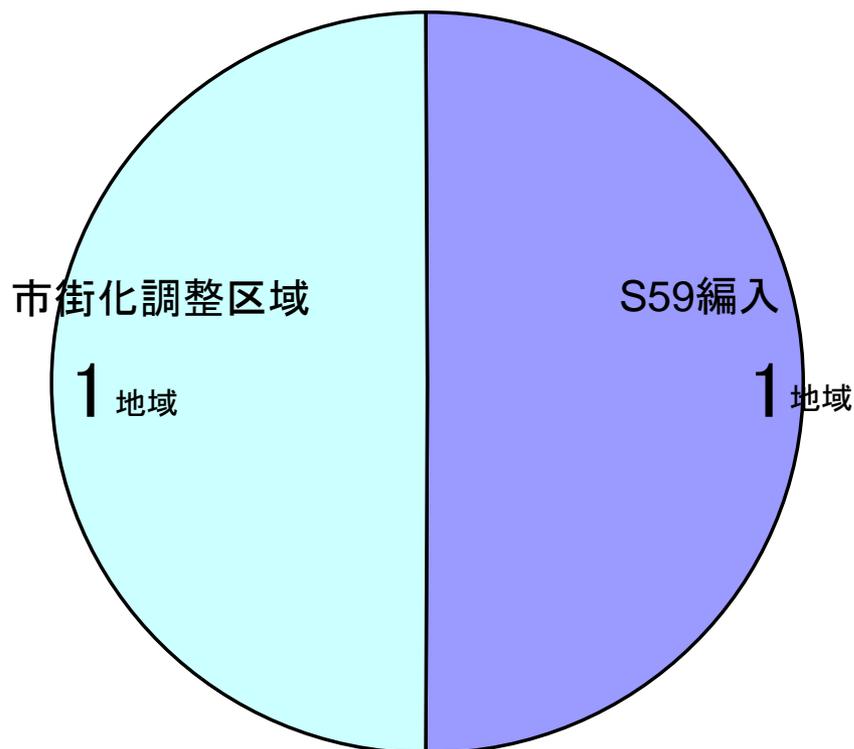
大和都市計画区域では、市街化区域内の浸水常襲地域は64地域あるが、そのうち61地域は昭和45年の当初線引きで市街化区域に編入している。

吉野三町都市計画区域では、1地域のみが昭和59年の当初線引きで市街化区域に編入している。

【大和都市計画区域】



【吉野三町都市計画区域】



※上記地域のうち、6地域は、市街化区域と市街化調整区域にまたがる地域

市街化編入時期と浸水被害発生時期について

市街化編入時期と浸水被害発生時期について、市町村への調査を実施した結果、市街化編入前に浸水被害があったと考えられる地域は4地域。

●市町村への調査の実施

【対象】市街化区域内の浸水常襲地域（65地域）

【実施内容】浸水常襲地域の過去の浸水被害実績考えられる浸水原因

【調査結果】

■市街化編入後に浸水被害の発生している地域 61地域

・考えられる浸水原因は以下のとおり。

- ①流域内の開発に伴う流出増
- ②局所的な集中豪雨

■市街化編入前に浸水被害があったと考えられる地域 4地域

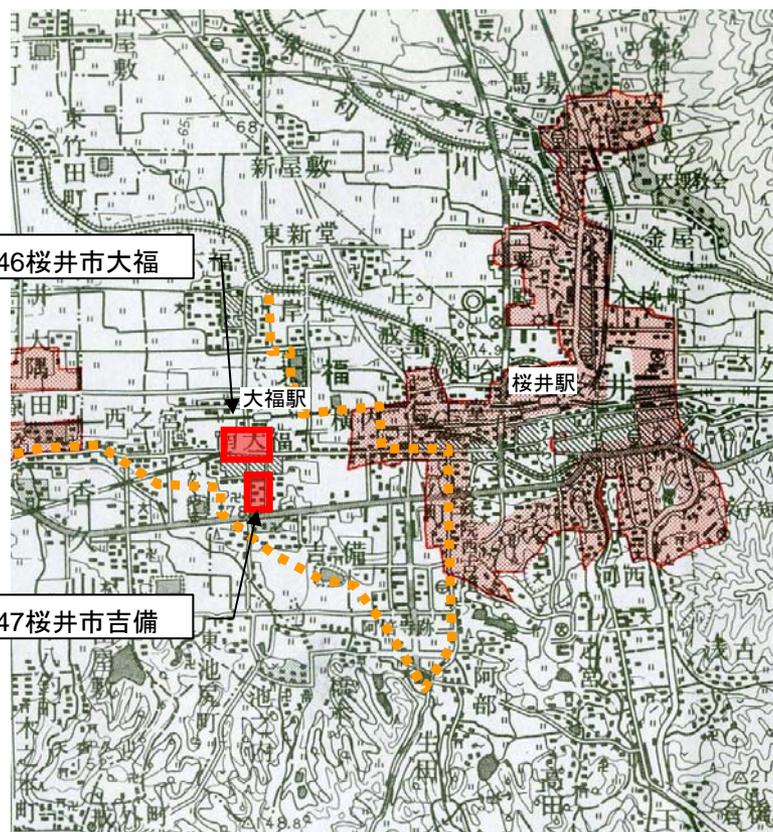
・浸水常襲地域を含め広範囲にわたり市街地が既に形成されていたため、市街地の一連区域として当初線引きで市街化区域に編入したものと考えられる。

なお、市街化編入前に3回以上浸水被害のあった地域はなし。

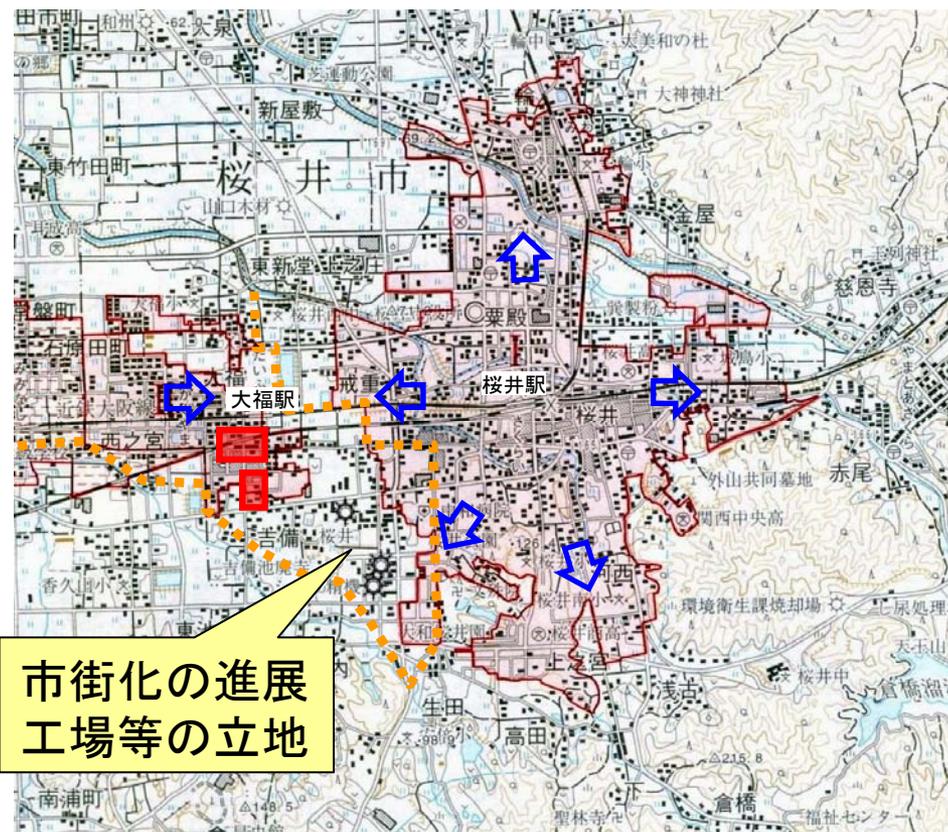
土地利用と浸水被害について

桜井市内の浸水常襲地域である大福地域や吉備地域は、市街化区域編入前（昭和45年）には浸水被害がほとんど発生していなかったが、近年、浸水被害が発生している要因としては、流域内の開発に伴う流出増や局所的な集中豪雨等が考えられる。

【昭和45年 人口集中区域図】



【平成17年 人口集中区域図】



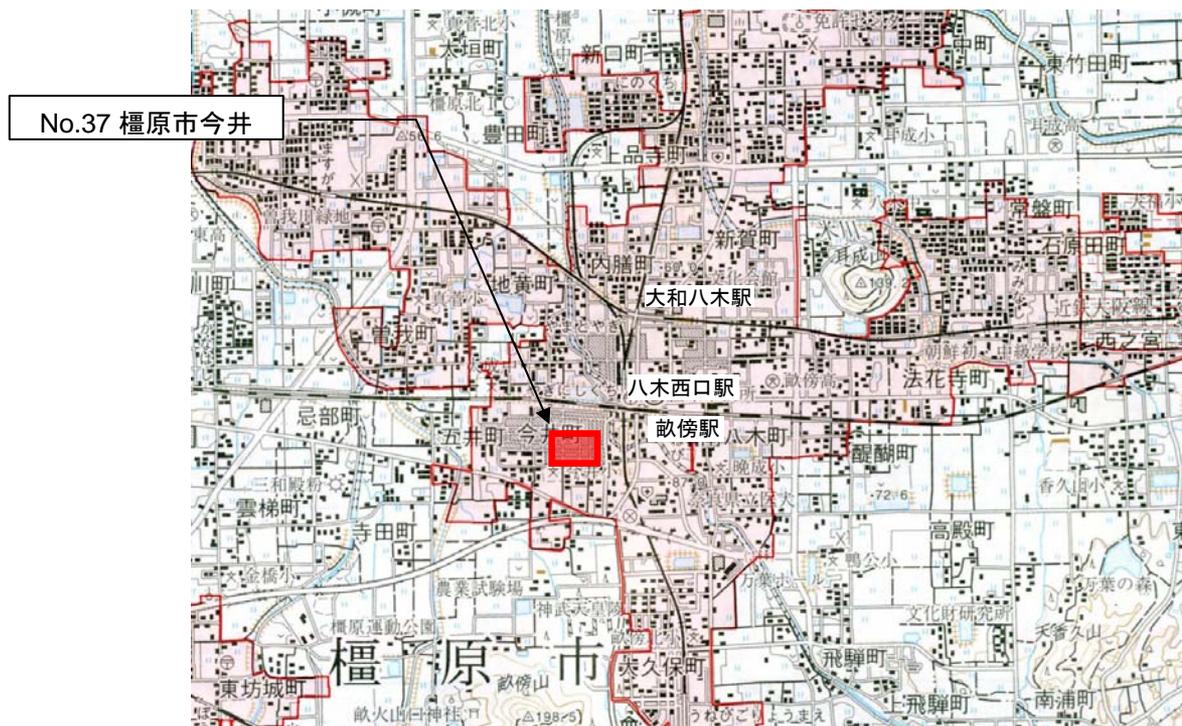
----- : 流域界 ■ : 浸水常襲地域

➡ 桜井市では、平成20年1月以降、1,000m²以上の開発に対し調整池の設置を指導している。

土地利用と浸水被害について

橿原市内の今井地域は、市街化区域編入前（昭和45年）にも浸水被害が発生していたが、今井地域を含め広範囲にわたり市街地が既に形成されていたため、市街地の一連区域として当初線引きで市街化区域に編入したものと考えられる。

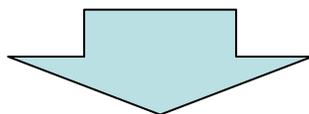
平成17年 人口集中区域



■ : 浸水常襲地域

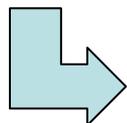
減災対策緊急プログラム（平成19年度成果報告）では、土地利用の方針として、線引きに関して以下の事項を記載している。

- ・市街化調整区域内の浸水被害の解消の見込みがない区域については、住宅等の立地を抑制するため、原則として市街化区域に含めない。
- ・市街化区域内の浸水被害の解消の見込みがない外辺部の空閑地については、住宅等の立地を抑制するため、都市計画区域の定期見直しの際に市町村に対して、市街化調整区域への編入の検討を促す。



浸水常襲地域の上流部で開発が行われた場合、浸水常襲地域の被害を助長させる恐れがあるため、土地利用の方針として、以下の事項を新たに追加する。

- ・浸水常襲地域の上流部に位置する市街化調整区域については、浸水被害防止のための対策（調整池の設置等）が確実に行われる場合を除いて、原則として市街化区域に含めない。



次回線引き見直しに反映

次回線引きの定期見直しにかかるスケジュール

平成20年度

8月初旬 市町村説明(基本的考え方の提示)
|
11月末 市町村素案の提出

平成21年度以降

県素案の作成
|
国関係機関協議
|
県原案の作成
|
都市計画手続き(公聴会、都市計画審議会等)
|
都市計画決定(平成22年度を目途)